

??

教えて！財政健全化法とは？

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布されました。

今後、地方公共団体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられます。また、平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

従来の再建法では、地方公共団体の普通会計（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階はありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

○従来の仕組みとの違いは？

このような違いがあります。

	従来の財政再建法	財政健全化法
再建の仕組み	いきなり財政再建団体（レッドカード）となり、その前に健全化を図る段階がありません。	財政再生団体（レッドカード）の前に、早期健全化団体（イエローカード）の段階が設けられました。
財政の悪化を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で、公営企業（下水道・病院など）・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されません。	地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
財政の悪化を計る方法	単年度の現金収支（フロー）のみです。	単年度の現金収支（フロー）に加えて、過去からの累積（ストック）に基づく基準ができました。
公営企業の経営について	規定がませんでした。	経営の健全化を促す基準ができました。

○財政の健全度を判断するには？

4つの指標で判断します。

- (1) 実質赤字比率 普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (2) 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (3) 実質公債費比率 一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- (4) 将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

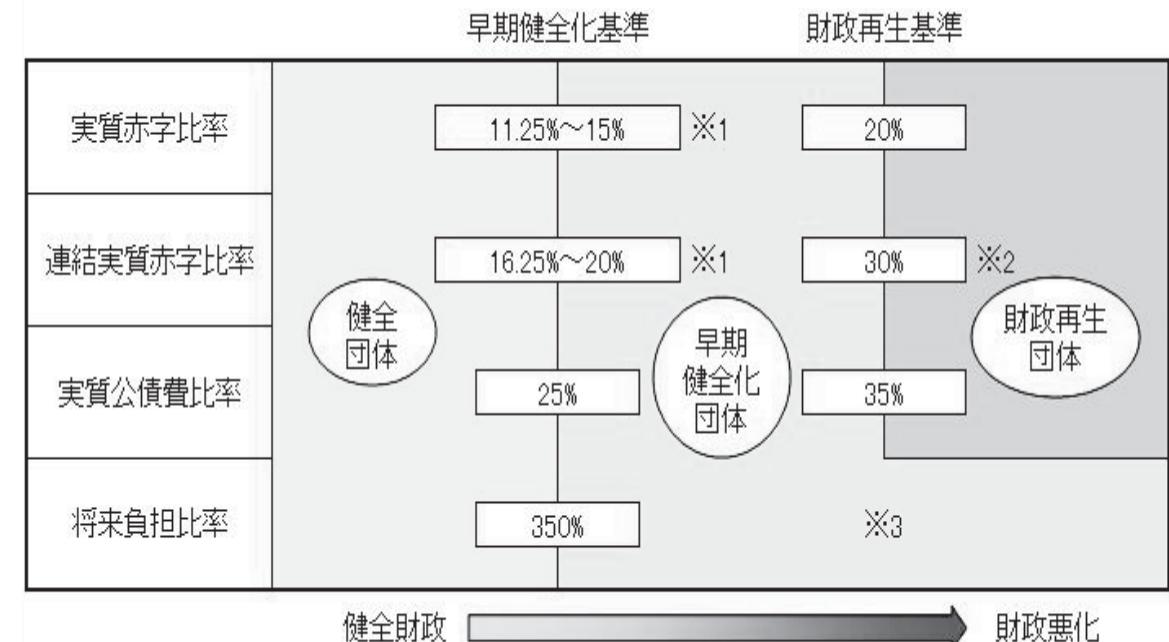
また、公営企業は次の指標で判断します。

- (5) 経営健全化比率 資金不足額が事業規模に占める割合

○判断の基準は？

各指標の基準は次のようにになります。

いずれかの早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となります。それより悪い財政再生基準を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。



※1：市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なります。

※2：連結実質赤字比率の財政再生基準は、導入期の3年間のみ5～10%引き上げられます。

※3：将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

また、公営企業会計についてはこのようになります。

経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

